

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人農業農村工学会	8010405010362	別刷代	105,439		平成28年 5月13日 6月17日 9月 9日 9月20日		公社	国認定
公益社団法人農業農村工学会	8010405010362	論文投稿料	864,000		平成28年 5月 2日 5月20日 6月10日 6月24日 8月12日 8月19日 9月20日		公社	国認定
公益社団法人農業農村工学会	8010405010362	年間利用料	514,286		平成28年 7月8日		公社	国認定
公益社団法人日本獣医学会	3010005018190	論文投稿料	520,000		平成28年 5月 2日 5月20日 6月 3日 8月19日 8月26日 9月 9日		公社	国認定
公益社団法人日本監査役協会	3010005017481	会費	220,000	1名:100,000円 2名以上*1人当たり 60,000円加算	平成28年 6月10日	独立行政法人通則法等の改 正により監事の機能強化が 図られ、監査実務に関する 会議・研修、情報共有・意見 交換等、最新情報の入手が 必要なため。	公社	国認定
公益社団法人日本食品科学工学会	3050005005136	論文投稿料	342,125		平成28年 5月27日 6月10日 8月12日 8月16日 8月19日		公社	国認定

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人日本畜産学会	7010505000099	論文投稿料	427,680		平成28年 6月 3日 6月 6日 6月24日 7月 1日 7月29日 8月 5日 9月 2日		公社	国認定
公益社団法人日本地下水学会	3010005014421	別刷代	140,480		平成28年 7月 1日 7月 8日		公社	国認定
公益財団法人つくば科学万博記念財団	1050005010724	受講料	952,455		平成28年 8月19日		公財	国認定
公益社団法人(公社)畜産技術協会	3010005003795	学会誌	246,400		平成28年 9月 6日 9月21日		公社	国認定
公益財団法人農学会	2010005018695	共催負担金	200,000		平成28年 6月10日		公財	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。